

平成24年司法試験結果に対する会長声明

2012年9月11日

千葉県弁護士会

会長 齋藤和紀



第1. 声明の趣旨

- 1 当会は政府に対し、司法試験合格者数について直ちに見直し、年間合格者数を1000人以下とするよう求める。
- 2 当会は政府に対し、予備試験合格者数を不当に制限することのないよう求める。

第2. 声明の理由

1 平成24年司法試験結果

本年9月11日、平成24年司法試験の結果が発表された。注目された合格者数は2102人であり、昨年の2063人を上回った。また、予備試験合格者の合格率は68.2%（85人の受験者うち58人が合格）と、法科大学院修了者全体の合格率24.6%（8302人の受験者のうち2044人が合格）を遥かに上回り、全法科大学院の中で最上位の一橋大法科大学院の合格率57.0%（135人の受験者うち77人が合格）をも凌駕する結果となった。

今回合格された方々に対して敬意を表するとともに、社会に役立つ法曹に成長されることを祈念する。

2 声明の趣旨1について

(1) 当会は、平成23年2月10日、本声明の趣旨1を内容とする決議を行った（以下、「当会決議」という。決議の内容については当会のホームページに掲載されているので参照されたい。）。その後、日弁連も、本年3月15日、「法曹人口政策に関する提言」において、司法試験合格者をまず1500人にまで減員すべきとの提言を行い、総務省も司法制度改革審議会意見書の予測の誤りを指摘した上で、現状の2000人規模の合格者数でも就職難の発生やOJT不足などの課題が指摘されていると述べて、数値目標の見直しを勧告した。このように、2000人規模の合格者数が多すぎるといことは、関係者の共通認識となっている。本年、合格者数の減員に舵が切られなかったことは、誠に遺憾と言わざるを得ない。

(2) 昨年12月の新64期司法修習生一括登録時に400人以上が未登録、本年の65期司法修習生も現時点の就職未定率は昨年と同水準と思われる。新人弁護士の給与水準は低下し、ノキ弁、宅弁、即独などという呼称が登場して久しいが、新人のみならず、弁護士全体の所得水準も低下し、特に近年所得70万円以下（年額）の層が激増したとの調査結果（国税庁統計年報）もある。少なくとも年間2000人が需要を大きく上回る合格者数であることは明らかとなってきた。

かかる状況では、有為な人材が法曹界を敬遠するのも当然である。平成24年の法科大学院全国統一適性試験の実受験者数は5967人となり、法科大学院制度開始から一貫して続く減少に歯止めがかからない（平成23年の7249人か

ら約18%減)。本年学生を募集した法科大学院73校のうち86%に当たる63校で定員割れとなり、うち35校は定員充足率5割を下回った。本年に入り3校、累積で5校の法科大学院が撤退、統合により新規募集を停止することとなった。

このような法曹離れは、国会決議でも述べたとおり、法曹、とりわけその大多数を占める弁護士という職業の魅力が急速に失われていることに原因があると思われる、司法試験合格後の就職や将来の経済的不安といった弁護士過剰に起因する問題が解消されなければ、更なる法曹志願者の減少、質の低下は不可避である。

- (3) 司法制度改革審議会意見書の公表(平成13年6月12日)以降の急激かつ大幅な法曹増員政策からの脱却が急務である。

そこで、当会は政府に対し、司法試験合格者数を直ちに見直し、年間合格者数を1000人以下とするよう求めるものである。

3 声明の趣旨2について

- (1) 新司法試験の予備試験が昨年初めて行われ、6477人が受験し、合格者は116人であった。合格率は1.8%であり、この狭き門を突破した合格者のうち85人が法科大学院出身組とともに本年の司法試験を受験した。そして、短答式試験の合格発表が6月7日行われ、受験者8387人のうち5339人が合格した(うち予備試験合格者は84人)。

- (2) ところで、予備試験は、経済的事情などによって法科大学院に進めない人の法曹への途を閉ざすことのないように設けられたものであるが、法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として行われるものとされており(司法試験法第5条第1項)、予備試験の可否にそれ以外の条件はない。

そして、平成20年3月25日の閣議決定は、この点につき具体的に以下のように述べている。すなわち、「法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。」

したがって、法律上も運用上も、法科大学院修了者と予備試験合格者の能力は同程度でなければならないはずである。

- (3) しかるに、9月11日発表の平成24年司法試験最終結果において、予備試験合格者(85人)のうち本試験合格者は58人に及び、その合格率は68.2%であり、全法科大学院修了者の合格率24.6%を遥かに凌ぐものであった。このことは、少なくとも結果として予備試験合格のハードルを上げすぎ、その合格者数が不当に制限されたとの批判を免れない。

現状47都道府県のうち23県に法科大学院が設置されておらず、夜間法科大学院は全国で僅か8校である。法科大学院は今後統廃合により減少することはあっても、増加することはまず考えられないのであり、法科大学院に通えない者にも司法試験の受験機会を与えるという予備試験の重要性は今後更に高まるはずである。

- (4) 平成24年の予備試験は本年5月から始まっており、論文式試験の合格発表は10月11日に、その後口述式試験を経て最終合格発表が11月8日に予定されているが、その合格者数の決定にあたっては、今回の司法試験結果を十分に踏まえた上で、平成25年司法試験最終結果において、予備試験合格者の合格率が法科大学院修了者全体のそれと同程度となるよう、予備試験合格者数を大幅に増加させることが必要であり、少なくとも昨年のように予備試験合格者数を極端に制限することは、司法試験法第5条第1項及び受験者間の公平の観点を踏まえた前記閣議決定に照らして許されない。

そこで、当会は政府に対し、予備試験合格者数を不当に制限することのないよう求めるものである。

以上